



第 3 部 資 料 編



1. 行政のあゆみ

年度	市の環境行政のあゆみ	市の環境組織
昭和32年	・市内の天然ガス採取始まる。このころから地盤の異常沈下が始まったと推定される。	
35年	・公有水面50万坪埋立地(現在の西浦・湊町・日の出)への進出工場決定	・東町に焼却炉(20t/日)が完成
36年	・地盤沈下が加速的に進行	
38年	・船橋市公害対策委員会条例の制定	・衛生課庶務公害係を設置
40年		・西浦処理場(処理能力180kL/日)設置
41年		・衛生部清掃課を設置
42年		・北習志野終末処理場設置 ・東町事業所に焼却炉(300t/日)完成
43年	・地盤沈下が激化し、この状態が昭和45年まで続く	・組織改革により衛生部公害課を設置
44年	・埋立地の影響を調査するため市川、習志野市と3市共同で潮流の変化に伴う水質について委託調査(2カ年)を実施 ・「騒音規制法」の事務委任	・清掃課を清掃第一課と清掃第二課に分割
45年	・大気汚染に伴う学童の呼吸疾患調査(第1回)を船橋市医師会へ委託 ・天然ガス採取業者に対し、ガス採取自主規制要請 ・市内初の環境大気常時監視局(印内)を設置 ・船橋市公害対策委員会条例を船橋市公害対策審議会条例に改称	・組織改革により公害対策室を設置
46年	・船橋市公害防止条例を制定 ・アサリ中の重金属蓄積状況調査を「東海区水産研究所」へ委託 ・旭硝子(株)船橋工場から排出される鉛問題に係る大気の調査を実施 ・環境大気常時監視局(高根台・豊富・丸山・高根の4局)を設置 ・大気汚染防止法に基づく政令市となる ・「地盤沈下非常事態」を宣言 ・光化学スモッグ監視業務を開始	
47年	・県、市川市とともに天然ガス鉱区の買上げにより天然ガス採取を全面的に禁止 ・船橋市公害防止条例の改正 ・帝国電子工業によるカドミウム汚染に関する調査(土壌・井戸水)を実施 ・旭硝子(株)船橋工場の鉛に関し、周辺住民の健康調査(県・市・千葉大学)を実施 ・大気汚染による人体への影響(日の出町・栄町・本町1～4丁目)について船橋市医師会へ調査を委託 ・環境監視テレメータシステムを2カ年かけて(監視局4局、測定項目7項目)導入 ・湊町交差点に自動車排出ガス測定局を設置	・組織改革により公害対策部指導課・規制課を設置 ・西浦町事業所(300t/日)完成

年度	市の環境行政のあゆみ	市の環境組織
48年	<ul style="list-style-type: none"> ・帝国電子工業に係るカドミウムによる人体影響調査(県・市・千葉大学)を実施 ・水質汚濁防止法に基づく政令市となる ・環境大気常時監視局(三山・前原の2局)を設置 ・本市を含む13市2町(千葉臨海地域)が公害防止計画の承認を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害対策部公害対策課・大気保全課・水質保全課を設置
49年	<ul style="list-style-type: none"> ・大気測定車を導入 ・本市を含む13市2町(千葉臨海地域)が公害防止計画策定地域の指定を受ける(第1次) 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改革により東町事業所および西浦町事業所を設置
50年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気常時監視局の豊富局移設(豊富農協から北部公民館へ) 	
51年		<ul style="list-style-type: none"> ・環境部に廃棄物対策課・大気保全課・水質保全課を設置
52年	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止協定を15社と締結 	
53年	<ul style="list-style-type: none"> ・京葉港に進出した食品工場6社と県、市、企業の3者による公害防止協定を締結 ・騒音測定車を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策課を廃棄物第一課と廃棄物第二課に分割
54年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気常時監視局(若松)を設置 ・船橋市公害防止条例を一部改正 ・千葉臨海地域の公害防止計画をさらに5年間延長(2次) ・京葉道路入口に自動車排出ガス測定局を設置(海神町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンター設置
57年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気常時監視局を市役所から勤労市民センター(現:南本町子育て支援センター)へ移設し、南本町局とした ・自動車排出ガス測定局(日の出)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・東町事業所焼却施設廃止
58年		<ul style="list-style-type: none"> ・北部清掃工場(450t/日)設置
59年	<ul style="list-style-type: none"> ・大気測定車を更新 ・千葉臨海地域公害防止計画の地域を拡大し、5年間期間を延長(第3次) ・(財)印旛沼環境基金が設立され、出捐金を拠出(2,632千円) 	
60年	<ul style="list-style-type: none"> ・有機塩素系化合物による汚染について河川・海・井戸の実態調査を実施 ・(財)印旛沼環境基金に出捐金を拠出(2,631千円) 	
61年	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)印旛沼環境基金に出捐金を拠出(2,631千円) 	
62年		<ul style="list-style-type: none"> ・大気保全課及び水質保全課を統合し、環境部環境保全課を設置
63年	<ul style="list-style-type: none"> ・海老川浄化対策について調査を実施 ・「窒素酸化物に係る冬季暫定対策」の実施 	
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用井戸水を対象に有機塩素系化合物の水質分析を無料で行う(1,065本) ・千葉臨海地域公害防止計画を千葉地域公害防止計画(27市町村)と名称を変更し、3年間期間を延長(第4次) ・地下水汚染機構解明調査(二宮・前原地区)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部清掃工場(375t/日)設置

年度	市の環境行政のあゆみ	市の環境組織
3年	<ul style="list-style-type: none"> 地下水汚染機構解明追跡調査(二宮・前原地区)の実施 地下水汚染による健康影響調査の実施 低公害車として電気自動車(1台)を導入(リース) 大気環境中のダイオキシン類の調査開始 (財)印旛沼環境基金に出捐金を拠出(22,260千円) 	
4年	<ul style="list-style-type: none"> 本市全域が生活排水対策重点地域として指定 (財)印旛沼環境基金に出捐金を拠出(22,260千円) 	<ul style="list-style-type: none"> 北部清掃工場再稼働
5年	<ul style="list-style-type: none"> 千葉地域公害防止計画を5年間延長(第5次) 生活排水対策推進計画の策定 地下水汚染による健康影響追跡調査の実施 船橋市農業センター内で酸性雨の測定を開始 動植物の生態等の実態を把握するため自然環境調査を実施 高根台局付近における浮遊粒子状物質による汚染実態調査(高根台局のSPMが全国ワースト4位であったことによる)を実施 環境大気常時監視局(豊富局)を北部公民館から農業センターへ移設 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センター設置 計画部都市計画課内にエコシティ推進室を設置
6年	<ul style="list-style-type: none"> 大気測定車の更新(乾式測定機器を搭載) 高根川浄化施設の設置 電気自動車(タウンエース)を導入 特定フロン回収状況の実態調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 北部清掃工場敷地内で、焼却残渣リサイクルプラントが稼働
7年	<ul style="list-style-type: none"> クリーン船橋530推進事業開始 旧大気測定車を民間公益団体を通じ中国四川省へ供与 二宮地区に地下水汚染除去装置(充填塔気液接触法)を設置 環境基本計画の策定を開始(~平成8年) 測定器の更新に伴い、今まで使用していた二酸化硫黄、浮遊粒子状物質測定機1台を民間公益団体を通じて中国へ供与 	
8年	<ul style="list-style-type: none"> 環境ボランティア育成事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 北部清掃工場敷地内で破碎選別処理施設が稼働
9年	<ul style="list-style-type: none"> 船橋市環境基本条例を制定 船橋市環境保全条例を制定 船橋市環境基本計画を策定 千葉地域公害防止計画を5年間延長(第6次) 藤原地区の地下水汚染機構解明調査実施 	
10年	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全率先行動計画を策定 第1回船橋市環境フェア開催 	
11年	<ul style="list-style-type: none"> 環境マップ作成事業開始(平成13年度まで) 大気・水環境におけるダイオキシン調査実施 光触媒二酸化チタン塗料による大気直接浄化実験開始 本市のごみ減量、リサイクル、適正処理等の事業活動に関して、ウェスティック大賞厚生大臣賞を受賞 南部、北部清掃工場で、ISO14001認証を取得 	<ul style="list-style-type: none"> 南部清掃工場敷地内で焼却灰再資源化施設が稼働 新西浦処理場(180kL/日)稼働 高瀬下水処理場稼働

年度	市の環境行政のあゆみ	市の環境組織
12年	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回船橋環境フェアが実行委員会方式で開催される ・船橋市環境保全条例を一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市への移行準備開始
13年	<ul style="list-style-type: none"> ・北本町2丁目の工場跡地におけるマンション建設予定地でPCBによる土壌汚染が判明し、開発業者による対処を実施 ・環境マップ作成及び環境マップ作成事業が終了 ・ふなばし三番瀬クリーンアップ実施 	
14年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マップ事業の結果を収納した「ふなばし環境マップシステム」CD-ROMを作成 ・騒音測定車を更新し、天然ガス自動車を導入 ・船橋市環境保全条例を全部改正 ・千葉地域公害防止計画を5年間延長 	
15年	<ul style="list-style-type: none"> ・自然散策マップ「ゆっくりのんびり」全17コース作成 ・旧陸軍の毒ガス問題が起こり、国が習志野学校跡地をA事案に指定し、環境調査を実施 ・新たに環境保全率先行動計画を策定(期間15年度から19年度) ・ばい煙測定車を更新し、天然ガス自動車を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市へ移行 ・産業廃棄物課を設置
16年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境監視テレメータシステムの更新 ・調査員と歩くふなばし自然散策会を実施 ・夏休み市民セミのぬけがら調査を実施 	
17年	<ul style="list-style-type: none"> ・北本町2丁目の工場跡地において土壌汚染対策法に基づき土壌汚染の調査を行った結果、指定基準を超過する土壌が見つかったため指定区域に指定を行う ・旧軍の毒ガス問題で習志野演習場をA事案に追加 ・大気測定車更新 ・平成18年3月31日をもって分析センター廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ計画室設置 ・アスベスト対策本部設置
18年	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策地域推進計画策定委員会を設置し、推進計画の策定に着手(平成19年度策定予定) ・船橋市一般廃棄物処理基本計画を策定 	
19年	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市地球温暖化対策地域推進計画を策定 ・「環境フェア」開始して10周年で2日間の開催 ・旧軍の毒ガス問題で、習志野演習場の土壌調査を実施したが、毒ガス関連物質は検出されず ・環境新聞(エコふなばし)発刊(創刊号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染測定局舎適正配置見直しを実施(三山・塚田局廃止)
20年	<ul style="list-style-type: none"> ・三番瀬の生き物さがしを実施 ・みどりのカーテン事業開始 ・船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の制定、同指針の施行 ・山手1丁目の工場敷地境界付近の地下水から六価クロムが環境基準を超過して検出されたため、周辺調査を実施し周辺井戸水への影響がないことを確認 ・「船橋市地球温暖化対策地域協議会」の設立 ・江戸川を守る会から退会 	

年度	市の環境行政のあゆみ	市の環境組織
21年	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置促進事業の実施 ・住宅用高効率給湯器設置促進事業の実施 ・環境基本計画見直しに着手 ・環境基本計画策定委員会の設置 ・グリーンニューディール基金の創設(平成23年度まで) ・船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣事業の開始 ・船橋市手数料条例の一部を改正する条例により土壌汚染対策法に関する手数料を制定 ・微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準が告示 ・みどりのカーテンコンクール実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進室設置
22年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気常時監視局の高根台局にPM2.5測定機を設置 ・船橋市環境基本計画を新たに策定 ・船橋市生活排水対策推進計画を改定 ・船橋市地球温暖化対策実行計画(第3次ふなばしエコオフィスプラン)を策定 ・東日本大震災発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設整備室設置
23年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気常時監視局の日の出局にPM2.5測定機を設置 ・船橋市地球温暖化対策地域推進計画を改定し、船橋市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定 ・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定 	
24年	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境フェア」開始して15周年で2日間の開催 ・環境大気常時監視局の印内局にPM2.5測定機を設置 ・平成25年3月に高根川浄化施設の稼働を停止 	
25年	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略の策定(平成28年度末)に向けて自然環境調査を開始(平成25年度～平成26年度) ・自然環境調査検討委員会の設置 ・自然環境調査庁内検討会の設置 ・東日本大震災後の影響により中止していたふなばし三番瀬クリーンアップ及び三番瀬の生き物さがしを再開 ・住宅用省エネ設備設置促進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・西浦資源リサイクル施設稼働
26年	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市再生可能エネルギー等導入方針を策定 ・電気自動車「ふなわりくん号」の導入 ・環境監視テレメータシステムの更新 	
27年	<ul style="list-style-type: none"> ・自然散策マップ(10コース)の改訂、自然散策会の実施 ・生物多様性地域戦略策定委員会の設置 ・生物多様性地域戦略庁内調整会の設置 ・船橋市地球温暖化対策実行計画(第4次ふなばしエコオフィスプラン)を策定 ・船橋市環境基本計画中間見直し(第5章施策の展開) ・バイオマスエネルギー利活用施設整備基本調査を実施 ・浮遊粉じん・降下ばいじんの測定を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部組織改正(4課2室⇒5課) 環境政策課(旧環境保全課)を設置 環境保全課(旧環境保全課・環境衛生課)を設置 資源循環課(旧クリーン推進課・環境衛生課)を設置 廃棄物指導課(旧産業廃棄物課・クリーン推進課・環境衛生課)を設置 クリーン推進課(旧クリーン推進課・環境衛生課)を設置

年度	市の環境行政のあゆみ	市の環境組織
28年	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性ふなばし戦略を策定 ・船橋市生活排水対策推進計画(第3次)を策定 ・船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定 ・大気測定車の廃止 ・騒音測定車の廃止 ・船橋市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正、施行 	
29年	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙測定車の廃止 ・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」参加 ・環境フェア開始して20周年で2日間の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・新北部清掃工場(381t/日)稼働 ・北部清掃工場余熱利用施設設置 ・ふなばし三番瀬環境学習館開館
30年	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱の改正、施行 ・家庭系可燃ごみの収集回数を週3回から週2回に見直し(10月) ・ごみ出し困難世帯に対するふれあい収集事業を開始(10月) 	
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎や学校など多くの公共施設で電気の調達に係る環境配慮契約を実施 ・船橋市災害廃棄物処理計画を策定 ・第3次船橋市環境基本計画策定に着手 ・船橋市地球温暖化対策実行計画策定に着手 ・船橋市環境基本計画等庁内調整会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・消化ガス発電設備稼働
2年	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次船橋市環境基本計画策定 ・船橋市地球温暖化対策実行計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新南部清掃工場(339t/日)稼働

2. 船橋市環境基本条例

私たちの船橋は、温暖な気候と東京湾最奥部の穏やかな海や下総台地が織りなす恵み豊かな環境の下、先人の英知と努力を受け継ぎながら豊かで住み良い国際都市を目指す中で、福祉と緑の都市を宣言し、環境に配慮した都市づくりを進めてきた。

しかし、人口の集中や産業の集積により、都市活動や生活に密着した公害や廃棄物の問題が顕在化するとともに、身近にあった豊かな自然も減少し、健全で恵み豊かな環境が損なわれつつある。

今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に対する影響力を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にまで影響を及ぼすに至っている。

私たちは、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムのあり方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指した総合的かつ計画的な取組をする必要がある。

もとより、健全で恵み豊かな環境は、健康で文化的な生活をする上で不可欠なものであり、このような環境を保全し、及び創造し、将来の市民に引き継ぐことこそ現在に生きる私たちに課せられた使命である。

今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全意識を高め、果たすべき役割を担い、人と自然が共生する健全で恵み豊かな環境と文明を実現するため、市民の総意により、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境週間)

第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境週間を設ける。

2 環境週間は、6月5日からの1週間とする。

3 市は、環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策等の公表)

第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、船橋市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ船橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者が環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。
(環境の保全に関する協定の締結)
- 第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。
(誘導的措置)
- 第14条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)
- 第15条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自然環境の健全な利用を図るため、公園、緑地その他の公共的施設の整備事業を推進するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、自然環境の適正な整備及び創出のための事業の推進に努めるものとする。
(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)
- 第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。
(市民の意見の反映)
- 第17条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民から提言を受けるために必要な措置を講ずるものとする。
(環境の保全に関する学習の推進)
- 第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。
(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。
(情報の提供)
- 第20条 市は、環境の保全に関する学習の振興及び民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
(調査の実施)
- 第21条 市は、環境の状況の把握、今後の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
(監視等の体制の整備)
- 第22条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、

測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第23条 市は、環境の保全に関する科学技術の振興に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 環境の保全の推進体制等

(環境の保全の推進体制の整備)

第25条 市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第5章 船橋市環境審議会

第27条 環境の保全に関する基本的事項を調査審議させる等のため、船橋市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、23人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条及び次項の規定は、平成9年8月1日から施行する。

(船橋市公害対策審議会条例の廃止)

2 船橋市公害対策審議会条例(昭和38年船橋市条例第16号)は、廃止する。

3. 用語解説

【あ行】

ISO14001

企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するために要求される規格をいう。

青潮

海岸から沖合にかけて酸素をほとんど含まない青白い水面が広がる現象で東京湾では春から秋にかけて発生することが多い。

大量に発生したプランクトンの死骸が海底に沈み分解する時に、酸素を消費して海底に酸欠状態の水塊ができ、陸から沖に向かって吹く風などの気象条件によって、酸素の少ない底層水が沿岸部の表層に湧き上がる時に発生する。底層水に溶け込んでいる硫黄分が水面近くで酸素に触れて粒子状となり青白く見えるといわれている。青潮の発生により、沿岸部に生息するアサリなどの貝類やカレイなどの底生魚類が大量に酸欠死することがある。

赤潮

海域における富栄養化現象のひとつで、海中の微小な生物(主に植物プランクトン)の異常増殖により海面が変色する現象をいう。赤色に変色することが多いが、プランクトンの種類により黄褐色や緑色などにも変色することがある。

主として夏に多発し、魚介類のえらをつまらせ、呼吸困難などの悪影響を及ぼすこともある。

硫黄酸化物(SO_x)

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質。一般的には燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄(SO₂:亜硫酸ガス)であり、無水硫酸(SO₃)が若干混じる。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素(CO)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車である。

一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

上乘せ基準

大気汚染防止法・水質汚濁防止法では、工場等から排出されるばい煙または排出水等について一律に適用される基準がある。しかし、自然的・社会的条件から判断して国の設定する基準だけでは生活環境の保全等が不十分と認められる区域または水域については、大気汚染防止法第4条第1項および水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、都道府県知事が条例でより厳しい排出基準(上乘せ基準)を設定できる。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)

石油危機を契機として昭和54年に制定された法律。経済的、社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場・事業場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置、電気の需要の平準化に関する措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとしている。

L_{den}(時間帯補正等価騒音レベル)

騒音の大きさや継続時間、昼夕夜の別などを総合した航空機騒音の評価指標。単位はデシベルである。平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられている。

オゾン層

大気中のオゾンは、その約90%が地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域に集まっており、通称「オゾン層」と呼ばれている。地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線の内有害なものの大部分を吸収しているが、このオゾン層がフロンなどオゾン層破壊物質により破壊されることにより、地上に到達する外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあるとされている。

汚濁負荷量

汚濁物質の濃度と水量の積によって算出される値。

河川などの水質が濃度規制では改善されない場合に汚濁負荷量を用いて規制する総量規制が導入されている。

温室効果ガス

赤外線(熱線)を吸収する作用を持つ気体の総称。大気がなければ-19℃にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで地表の気温が平均14℃程度に保たれている。この温室効果ガスの増加により地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化である。

二酸化炭素(CO₂)のほかに、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄なども温室効果ガスにあたる。

【か行】

外来種

人為により自然分布域の外から持ち込まれた生物種をいう。

環境影響評価法(環境アセス法)

環境に影響を及ぼす事業について、その実施前に事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じ、適切な環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上望ましいものとしていく仕組みである。本法は、環境影響評価に係る国等の責務、必要な手続き等を規定し、その適切かつ円滑な実施と、環境保全対策の的確な実施を確保するための法律として、平成11年6月11日から施行された。

千葉県には、条例が制定されている。

環境家計簿

日々の生活において、環境への負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じ、家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用料や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。

現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音及び土壌汚染等に係る環境基準が定められている。

環境配慮契約

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、公共機関が契約を結ぶ際、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給するものと契約することをいう。環境省では「電気の供給」、「自動車の購入及び賃貸借」、「船舶の調達」、「ESCO事業」、「建築物の設計」、「産業廃棄物の処理」が対象として挙げられている。

気候変動適応法

温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)とは別に、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策を法的に位置づけたものである。

気候変動に対処し、現在生じている、または将来予測される被害の防止・軽減等を図ることを目的として平成30年に制定された。

揮発性有機化合物(VOC)

大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸メチルなどがある。主なもので約200種類あり、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の一つである。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律のこと。

国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等の需要の転換を促進するために必要な事項を定めている。平成12年5月に成立し、平成13年4月1日から施行された。

国は、毎年調達方針を作成し、実績を公表することとなる。地方自治体には努力規定がある。

K値規制

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、PAN(Peroxyacyl-nitrate)等の強酸化性物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日射しの強い夏季に多く発生し、目や喉などの粘膜、呼吸器を冒すことがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域をいう。

こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

【さ行】

再生可能エネルギー

地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出せず、資源が枯渇する心配がないことから新しいエネルギーとして注目されてきた。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを指す。

酸性雨

石炭や石油等の化石燃料の燃焼などに伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中へ放出されて雲粒に取り込まれ、最終的に硫酸イオン、硝酸イオン等に変化する。このイオンを含んだ強い酸性の降雨を酸性雨という。

雨水は、自然の状態でも大気中の炭酸ガスが溶け込み、弱酸性であることから、一般にはpHが5.6以下の雨を酸性雨としている。

三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻(嗅覚)で測定するいわゆる官能法の一つである。悪臭を含む空気が入っている袋を1つと無臭の空気だけが入っている袋を2つの計3つの袋の中から、試験者に悪臭の袋の入っている袋を当ててもらう方法である。6人以上の試験者によって行い、悪臭を次第に薄めながら不明又は不正解になるまでこれを繰り返す。その結果を統計的に処理した値を臭気濃度とする試験方法である。

三番瀬

船橋市・市川市・浦安市・習志野市の地先に広がる干潟・浅海域。古くから漁業が営まれ、水質浄化の機能を有し、野鳥など多くの生物の生息地となっている。

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略。

BODとともに有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応(酸化)させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値をいう。

重金属類

厳密な定義づけはないが一般的には比重が4~5以上の金属の総称で、そのうちの毒性の強いカドミウム、六価クロム、鉛、水銀などが水質・土壌の環境基準や排水基準に定められている。

その多くは生体内に蓄積される性質があるため、微量でも軽視はできない。

循環型社会

廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものはできるだけ資源として循環的に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいう。

循環型社会形成推進基本法

環境基本法の理念にのっとり、「循環型社会」の形成のための基本法として平成12年6月に制定された。

循環型社会形成のための基本原則、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、国の施策等に関して定めている。

浄化槽

し尿等の汚水を沈澱分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置をいう。

水洗トイレのし尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、生活雑排水(厨房排水、洗たく排水等)も一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。

食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律のこと。

食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を削減し、肥飼料等の原材料としての再生利用を促進していくことを定めたもの。

食品ロスダイアリー

家庭で廃棄する手付かずの食品や食べ残しを記録する日記のこと。

振動レベル

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なる。物理的に測定した振動の加速度レベルに振動感覚補正を加味して表す。単位は、デシベル(dB)。

水準測量

一般的には高さを決定するための測量全般をいうが、地盤沈下や地殻変動等の調査では、水準点を基準点として用い、標高の変化を極めて精度の高い方法(精密水準測量)により、地盤変動を0.1mmの単位で求めている。

水準点

土地の標高を表す標石で地盤変動状況などを調べるための基準として用いられる。
日本では、全国の国道や主要な道路沿いに約2kmごとに設置されている。

生態系

ある地域の生物群集と無機的環境からなる1つの物質系。生物群集と無機的環境の間には動的平衡関係があり、1つの恒常性を持った系となる。生物学的構成要素は、生産者、消費者、分解者に、無機的環境の構成要素は大気、水、土壌、光などに分けられる。系内では無機物→有機物→無機物という物質代謝が行われ、それに従ってエネルギーあるいは物質が循環している。人間による自然の開発は、この自然の平衡を崩し、別の生態系へと変質させる。

生物多様性

たくさんの種類の生き物(動植物)が複雑に関わり合い、様々な環境に合わせて生活していることをいう。

生物多様性の保全に関する国際条約である「生物多様性条約」では、「生物多様性」という言葉は、①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性を総合した言葉であると説明されている。

騒音レベル

音に対する感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の大きさに、周波数ごとの聴感補正を加味して表す。単位はデシベル(dB)。

総量規制

環境基準を達成するため、その地域にある工場等の排出源に排出量等を割り当て、工場等を単位として規制すること。現在、大気汚染防止法(硫酸化合物と窒素化合物)と水質汚濁防止法(COD・窒素及びりん)に基づく総量規制がある。

【た行】

ダイオキシン類

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)を加えた210種の有機塩素化合物を総称して、ダイオキシン類という(ダイオキシン類対策特別措置法では、コプラナーPCBを加えてダイオキシン類としている)。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するといわれている。

WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)

航空機騒音測定、評価のために考案されたもので航空機騒音の特異性、継続時間の効果、昼夜の別等も加味した騒音のうるささの単位である。平成25年4月からはLden(時間帯補正等価騒音レベル)が航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられている。

炭化水素(HC)

炭素と水素とからできている化合物を炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があり、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されている。

主として、塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれている。窒素化合物とともに光化学オキシダントの原因物質の1つである。

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

平成10年10月に制定され、地球温暖化防止に係る行政・事業者・国民の責務や各主体の取り組みを促進するための措置等を定めている。

地方公共団体には地球温暖化防止に関する「実行計画」の策定が求められている。

地質環境

地質環境は、「地層」・「地下水」・「地下空気」からなっており、地層のうち特に地表面付近の風雨や太陽光線による風化作用を受け、生物活動の場となっている部分が「土壌」といわれている。また、地層、地下水、地下空気の汚染を総称して「地質汚染」という。

窒素酸化物(NO_x)

窒素酸化物は、石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等、多種多様である。燃焼の過程では一酸化窒素(NO)としても排出されるが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて、二酸化窒素(NO₂)となる。環境基準は二酸化窒素について定められている。

窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つとなっている。

調節池

総合治水対策の一環として、雨水を一時的に貯留して、出水量ピーク時の流量を調節する施設のこと。

DO(溶存酸素)

水中に溶けている酸素のこと。水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、河川等の水が有機物で汚濁されると、これを分解するため、水中の微生物が溶存酸素を消費することで少なくなるため魚介類に悪影響を及ぼす。

数値が低くなるほど、汚濁が著しいことを表している。

低公害車

従来のガソリン車、ディーゼル車に比べ、NO_x、粒子物質、CO₂といった大気汚染物質や地球温暖化物質の排出が少ない、または排出しない自動車をいう。

実用化されている主な車種として、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車がある。

テレメータシステム

ある地点の測定値を遠隔地点に設置した受信機に送り、記録させるシステム。遠隔計器ともいう。

環境監視テレメータシステムでは、環境大気濃度等自動測定器で測定したデータを、無線や専用回線を使用して監視室に送信し、得られたデータを集中管理している。

天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が地下深くに閉じ込められたものである。ヨウ素も多く含まれており、ヨードの原料ともなる。本県一帯の第3紀層中に存在している。

特定外来生物

外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす種、または被害を及ぼすおそれがある種であって、「外来生物法」によって指定されているものをいう。

特定フロン

オゾン層保護法で定める CFC11、CFC12、CFC13、CFC14、CFC15 の 5 物質である。これらの物質は、成層圏で紫外線により分解されて塩素原子を発生させ、オゾン分子を分解させる作用を果たす。この反応は連鎖的に行われるため、オゾン層が破壊される。

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で使用する約5,000個の金・銀・銅メダルを全国各地より集めた使用済み小型家電から製作する国民参画型プロジェクトであり、持続可能社会をつくるための取り組み。

平成29年4月から平成31年3月まで実施され、本市は平成29年6月から平成31年3月まで参加した。

【な行】

75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さい順から並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数)の値をもって75%水質値とし、環境基準点において、この値が環境基準値を満足している場合に「環境基準を達成している」と評価している。

二次汚濁・二次汚染

公共用水域に流入する排水などに含まれる窒素・りんなどが栄養源となり、光合成によりプランクトンが発生・増殖して臭気などが発生し、水道水や漁業などに影響するなど二次的な汚れを引き起こすことをいう。

また、大気汚染の原因となる光化学スモッグも二次汚染である。

【は行】

パートナーシップ

両者が互いに対等の当事者として認めあい、協調・協働する関係。

廃棄物減量等推進員

市民参加によるごみの減量やリサイクルを進めるため、自治会や各種団体から推薦を受けて市が委嘱した人。

パリ協定

2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。1997年に定められた「京都議定書」の後継。主要排出国を含む多くの国が参加しており、締結国だけで159か国・地域、世界の温室効果ガス排出量の約86%をカバーするものとなっている。世界は「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことなどの目標を掲げた。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略。

CODとともに有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値をいう。数値が大きくなる程汚濁が著しいことを表している。

PCB

Poly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた油状の化学物質。不燃性や高い電気絶縁性を有し化学的にも安定であることから、電気機器の絶縁油をはじめ様々な用途に利用されていたが、カネミ油症事件により毒性が明らかになり、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

pH(水素イオン濃度指数)

水(溶液)の酸性、アルカリ性の強さを示すもので、pH7が中性、これより小さくなるほど酸性が強くなり、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。

ppm

Parts per millionの略。

汚染物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。したがって、大気汚染の場合は、 1m^3 の大気中に 1cm^3 の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。

ビオトープ

「生物」を意味するBioと「場所」を意味するTopeとを合成したドイツ語で、野生生物が食物連鎖により循環し生息できる空間を意味する。

干潟

干潟とは、海と陸との境界にあって、潮汐により冠水と干出を繰り返す部分で、泥又は砂でできている。河

口部に多く見られ、海と川の両方の影響を受けている。三番瀬は代表的な干潟である。

微小粒子状物質(PM2.5)

浮遊粒子状物質(SPM)のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の小さなもの。一般にPM2.5と呼ばれる。微小粒子状物質は、粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康影響の可能性が懸念されている。

富栄養化

閉鎖性水域において、河川などから窒素、りんなどの栄養塩類が運び込まれて豊富に存在するようになり、生物生産が盛んになることをいう。

船橋市地球温暖化対策実行計画

国の地球温暖化対策計画に即して、自治体が策定する計画。その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を推進する区域施策編と、地方公共団体が事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等を推進する事務事業編がある。船橋市では前者が平成20年3月、後者が平成10年10月より策定されている。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10マイクロメートル以下のものをいう。

閉鎖性水域

地形などにより水の出入りが悪い内湾、内海、湖沼等の水域をいう。

ベンゼン(C₆H₆)

芳香族炭化水素の1つでベンゼールともいう。水に溶けにくく有機溶剤に溶けやすい。常温常圧では無色の液体で特有の芳香があり、揮発性、引火性が高い。人体に対する影響は、急性毒性として麻酔作用が、慢性毒性として骨髓造血機能の障害がある。

【ま行】

水循環

地表、海面から蒸発した水蒸気が、雨となって、地表におり、一部は地下水となり、一部は表流水となって、川を流れて海に至るといった循環のこと。この循環が自然に行われることにより、人間の水利利用が可能になり、水質の浄化、多様な生態系の維持、気候の緩和といった機能が働く。

緑のカーテン

つる性植物を窓の外に這わせることで、カーテンのように日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える。葉の気孔からの蒸散による気化熱のため、体感温度も下がるといわれている。

民生部門

民生家庭部門と民生業務部門に区別される。民生業務部門は事務所ビル、卸・小売業、飲食店、ホテル・旅館、病院、市役所等の第三次産業が対象となる。

【や行】

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるもの。

特に排出又は飛散を早急に抑制すべき物質(指定物質)として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質が大気汚染防止法で指定されている。

有機塩素系化合物

炭素又は炭化水素に塩素が結合した一連の化合物の総称をいう。このうちトリクロロエチレン、四塩化炭素などの有機塩素系溶剤は、金属・機械部品の洗浄などに広く使われ、地下水や土壌への環境汚染が問題となっている。

湧水

雨水等が地下に浸透し、低地部などから湧き出た水。清水。

要請限度

自動車交通騒音・振動の測定結果をもとに、法律により公安委員会等に改善等の措置を要請することができる基準となる数値。

【ら行】

ラムサール条約

正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のこと。

各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化などの情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。

我が国でも、50カ所が登録され、本市の近くでは谷津干潟があり、三番瀬も登録のための検討が始まっている。

リサイクル

いったん使用され廃物となったものを捨てずに回収して、再び資源として利用すること。

ごみ焼却施設から発生する熱を利用した発電など熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルと原材料として利用したり、化学的に物質を変化させて再生利用したりするマテリアルリサイクルなどがある。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップしその現状をまとめた報告書。名称は、IUCN(国際自然保護連合)が初めて発行したものの表紙に赤い紙が使われていたことによる。

我が国では、動物については1991年に環境庁から「日本の絶滅のおそれのある野生生物」が、植物については1989年に(財)日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会から「我が国における保護上重要な植物種の現状」が作成されている。

また、千葉県版レッドデータブックも作成されている。